

第81回

定時株主総会招集ご通知

日 時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場 所

大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社
本社5階ホール

※ 末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 当社取締役（社外役員を除く）
に対する譲渡制限付株式の譲渡
制限期間変更の件

書面により議決権行使いただく場合は、
2020年6月22日（月曜日）24時までに
ご返送お願い申し上げます。

目 次

第81回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	15
計算書類	18
監査報告書	21
株主総会参考書類	26

《新型コロナウイルスによる感染症に関するお知らせ》

当社の感染防止への対応につきましては、当社ウェブサイトをご確認ください。

株主様におかれましては、総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認いただき、ご来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、感染予防策の一環として、間隔をあけた座席配置を検討しており、充分なお席が確保できない場合がございます。何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会より、ご出席される株主様へのお土産は廃止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

CENTRAL 中央自動車工業株式會社

（証券コード 8117）

企業理念

世界のネットワークを通じて環境にやさしく、
安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する。

基本方針

- (1) お客様の潜在ニーズを読み、期待を上回る新しい商品・サービスの開発を通じて需要を創造します。
- (2) 全てのお客様・お取引先様への感謝の念を忘れず、徹底したサービス体制を通じて、信頼とお役に立つ中央を目指します。
- (3) 役員・社員の能力と生活向上を通じて、社会的責任を果たす開発型企業を目指します。

基本戦略

- (1) 常に技術革新を追究し、お客様に感動頂けるオンリーワンの「開発型企業」を目指します。
- (2) 経営資源を当社の強みの部門と新しい事業開発に投下し、将来の礎を築くと共に、開発型企業の基盤を強化します。
- (3) 徹底した現場訪問と情報収集の強化をはかり潜在ニーズの先取りをします。
- (4) 教育体制の充実と共に役員・社員は自己成長に努めます。

株 主 各 位

大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式會社
代表取締役社長 坂 田 信一郎

第81回定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主總會を下記のとおり開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、事情をご推察のうえ、できるだけ書面によって議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。つきましては、後記の株主總會参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、2020年6月22日(月)24時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社 本社5階ホール
3. 會議の目的事項
 - 報告事項 1. 第81期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第81期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 監査役3名選任の件
 - 第3号議案 当社取締役(社外役員を除く)に対する譲渡制限付株式の譲渡制限期間変更の件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主總會にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 招集通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - ◎ 株主總會参考書類および添付書類に修正が生じた場合ならびに新型コロナウイルス等の状況により株主總會の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 上記インターネット上の当社ウェブサイトは、<https://www.central-auto.co.jp/outline/kabu.html>です。
 - ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や公共投資の堅調さに支えられ、全体として緩やかな拡大基調で推移いたしました。しかしながら、米中貿易摩擦の激化、10月以降の消費税率の引き上げに加え、年明けからの新型コロナウイルスの感染拡大と長期化懸念により世界経済に深刻な懸念が生じております。

国内の新車総販売台数（軽を含む）は、約503万台と前年比4.2%減と4年ぶりの前年割れとなりました。内訳は、登録車が約318万台で同4.6%減、軽自動車においても約185万台で同3.5%減となり、5年ぶりに登録車・軽自動車がそろって前年割れの実績となりました。

このような景況下、当社では、地域密着型営業を一層推進し、付加価値の高いオリジナル商材の拡販を通じ、得意先との関係深耕とサービス体制の強化に努めました。

また、2019年12月に損害保険会社の全損認定車両処分に関わる業務を主とする三菱商事株式会社100%子会社の株式会社A B Tを買収し、当社の完全子会社といたしました。今後、同社のネットワークを活かした新しい分野での新しい商品・サービスの開発を通じて、新規顧客の獲得や既存顧客との取引深耕を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

これにより、当社グループの売上高は259億43百万円（前年比119%）、営業利益は50億22百万円（同116%）、経常利益は53億58百万円（同113%）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億75百万円（同114%）となり、増収増益となるとともに過去最高益を更新いたしました。

当期末の配当金につきましては、1株当たり28円とさせていただきますたく存じます。

すでに中間配当金として1株当たり28円をお支払いいたしておりますので、通期の1株当たりの配当金は普通配当で前期比6円増配の56円となります。

セグメント別の経営成績は以下の通りであります。

(自動車部品・用品等販売事業)

当社グループの報告セグメントは、前連結会計年度において「自動車関連事業」の単一セグメントであり、当連結会計年度において、「自動車部品・用品等販売事業」は、従来の

「自動車関連事業」の業績のみによって構成されるため、以下では前連結会計年度との比較を行っております。

当セグメントにおきましては、国内部門では、上半期は新車販売増を追い風に新規取引先の開拓とシェア拡大に注力し、下半期は消費税率引き上げ後の需要低迷による新車販売台数減をカバーすべく、新商品を含めた付加価値の高いオリジナル商材の提案を一層強化し、地域密着型営業を通じて得意先との関係深耕とサービス体制の更なる強化に努めました。また、研究開発施設「中之島R&Dセンター」では、研究開発人員の増員と設備増強を図り、開発型企業として市場環境に左右されない強固な体制づくりを進めております。

海外部門では、現地拠点と連携した地域密着型営業の推進により、米国や中近東地域を中心に既存先の深耕による拡販と共に、アジア地域等において当社オリジナル商材をはじめ、付加価値の高い新たな商材の展開に努めました。

連結子会社のセントラル自動車工業株式会社は、当社の主力商品であるC P Cブランド商材の生産が順調に推移し、新規開発商材の量産化にも迅速に対応しております。

これにより、売上高は238億90百万円（前年比110%）、セグメント利益につきましては50億42百万円（同116%）となりました。

（自動車処分事業）

当セグメントは、2019年12月31日をみなし取得日として子会社化した株式会社ABTの事業によって構成されております。そのため、「自動車処分事業」の業績につきましては、2020年1月1日から2020年3月31日までの3カ月間となっております。また、当連結会計年度より連結対象となったため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

当セグメントにおきましては、連結子会社の株式会社A B Tは、通常1～3月期は損害保険会社からの全損車両の処分依頼が急増する時期であり、それに加え、昨年発生した広範囲に及ぶ水害により全損車両が急増し、例年以上に繁忙を極めましたが、滞りなく業務を遂行し安定した事業運営を行いました。

これにより、売上高は20億52百万円、セグメント損失につきましては19百万円となりました。

なお、株式会社A B Tの子会社化に伴い、無形固定資産5億85百万円を計上し、減価償却費1億59百万円を計上しております。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルスによる影響が、深刻な世界経済への下振れ圧力となり、景気の先行きは一層不透明となっております。このまま長期化・深刻化すれば、経済活動に与える影響は甚大で、先行き予断を許さない状況であり、環境変化を注視しつつ、適時適切な対応が必要となっております。国内の新車販売需要においても、年度末以降の受注活動に影響を及ぼしており、停滞することが予測されます。今後の世界的な感染状況の推移を慎重に見極めつつ、業績への影響を最小に止めるべく、環境変化に果敢に対応して参りたいと存じます。

こうした状況下、当社グループは、変革する自動車業界および市場環境に対応すべく、国内外の拠点と人員体制を拡充し、さらなる地域密着型営業を推進するとともに、新たなビジネスモデル展開に向けた組織改革や部署新設など、開発型企業として一層の体制強化に努めてまいります。また、研究開発や連結子会社との連携を強化し、新規商品ならびに新規事業に向けた取り組みに注力してまいります。

そして、当社の将来を担う中核人材および若手人材の中長期的視野に立った育成を行うとともに、働き方改革への対応による業務効率化を推進し、組織全体を活性化することにより、新しい需要を創造し、社会に貢献できる開発型企業として株主の皆様のご期待にお応えする所存でございます。

何卒一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 連結決算の状況

区 分	第 78 期 (2017年3月期)	第 79 期 (2018年3月期)	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期(当期) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	18,605	20,154	21,770	25,943
経常利益 (百万円)	3,461	3,847	4,758	5,358
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,395	2,727	3,392	3,875
1株当たり当期純利益 (円)	133.03	151.42	188.09	213.81
総資産 (百万円)	25,384	27,606	30,050	34,505
純資産 (百万円)	20,637	22,714	24,888	28,120
1株当たり純資産 (円)	1,146.92	1,260.51	1,379.39	1,535.15

- (注) 1. 第79期には特別損失として減損損失36百万円が含まれております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
 3. 第81期については、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。
 4. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益1,064百万円が含まれております。
 特別損失として投資有価証券評価損749百万円、減損損失36百万円が含まれております。

② 個別決算の状況

区 分	第 78 期 (2017年3月期)	第 79 期 (2018年3月期)	第 80 期 (2019年3月期)	第 81 期(当期) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	17,045	18,678	19,779	22,083
経常利益 (百万円)	3,185	3,543	4,400	5,428
当期純利益 (百万円)	2,127	2,435	3,043	3,892
1株当たり当期純利益 (円)	117.61	134.49	167.88	213.62
総資産 (百万円)	22,619	24,383	26,209	29,897
純資産 (百万円)	18,316	20,010	21,916	25,113
1株当たり純資産 (円)	1,012.57	1,104.60	1,208.30	1,365.24

- (注) 1. 第79期には特別損失として減損損失36百万円が含まれております。
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第80期の期首から適用しており、第79期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
 3. 第81期には特別利益として投資有価証券売却益947百万円が含まれております。
 特別損失として投資有価証券評価損677百万円、関係会社株式評価損49百万円、減損損失36百万円が含まれております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
セントラル自動車工業株式会社	50 ^{百万円}	78.96 %	自動車用品製造販売
CAPCO PTE LTD	S \$ 500,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
CAPCO USA, INC.	US \$ 803,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
株式会社A B T	10 ^{百万円}	100.00 %	自動車処分事業

(5) 主要な事業内容

自動車部品・用品等 販売事業	当社	自動車部品、用品および新商品ならびに関連サービスの 開発・販売、輸出入
	連結子会社	自動車用品製造および自動車部品、用品販売ならびに 輸出入
自動車処分事業	連結子会社	損害保険会社の全損認定車両処分に関わる業務

(6) 主要な営業所および工場

- ① 当社
(a) 本社：大阪市北区中之島4丁目2番30号
(b) 国内事業所
支社：札幌、仙台、北関東（栃木県）、東京、名古屋、大阪、福岡
営業所：仙台支社盛岡営業部（岩手県）、北関東支社高崎営業部（群馬県）、
静岡、金沢、広島、高松、福岡支社南九州営業部（鹿児島県）
研究開発施設：中之島R&Dセンター（大阪府）
物流センター：東日本物流センター（埼玉県）、西日本物流センター（兵庫県）
(c) 海外事業所 デトロイト（米国）、シンガポール、ドバイ（UAE）、
ジャカルタ（インドネシア）、マニラ（フィリピン）、広州（中国）、
ヤンゴン（ミャンマー）、台北（台湾）
クアラルンプール（マレーシア）、ホーチミン（ベトナム）
- ② 連結子会社（国内）
セントラル自動車工業株式会社 本社工場（大阪府）
株式会社A B T（東京都）
- ③ 連結子会社（海外）
CAPCO PTE LTD（シンガポール）、CAPCO USA, INC.（米国）

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

(2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	坂田 信一郎	総務本部長 石川トヨペット(株) 社外取締役
専務取締役	鳥野 善文	国内営業本部長
取締役	柿野 雅文	海外営業本部長 CAPCO PTE LTD 取締役会長 CAPCO USA, INC. 取締役社長
取締役	近藤 雅之	東京支社長
取締役	廣内 学	大阪支社長
取締役	久保井 聡明	久保井総合法律事務所 代表パートナー (株)但馬銀行 社外監査役 田村駒(株) 社外監査役
取締役	住吉 哲也	総務本部副本部長 兼 総務部長 (株)A B T 取締役
取締役	増田 文弘	福岡支社長
取締役	酒井 規光	商品開発部長 兼 営業開発部長
取締役	AHMED SAJJAD	山梨学院大学 准教授
常勤監査役	石塚 一博	
監査役	池田 正實	
監査役	中山 正隆	エル・アンド・ジェイ法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役池田正實および中山正隆の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、久保井聡明、AHMED SAJJAD、池田正實の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役久保井聡明氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
5. 取締役AHMED SAJJAD氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
6. 監査役中山正隆氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
7. 2019年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、住吉哲也、増田文弘、酒井規光、AHMED SAJJADの4氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。
8. 2019年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって、村井尚、宮井智史、藤井俊和の3氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

	支給人員	報酬等の総額
取締役	13名	248百万円（うち社外 2名 10百万円）
監査役	3名	47百万円（うち社外 2名 24百万円）

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第80回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2010年6月24日開催の第71回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額2億80百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額を年額60百万円以内と決議いただいております。また、2017年6月27日開催の第78回定時株主総会決議において、上記報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額60百万円以内と決議いただいております。なお、上記には譲渡制限付株式付与に係る費用計上額35百万円が含まれております。
4. 上記支給額のほか、2008年6月26日開催の第69回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役2名に対し33百万円の退職慰労金を支給しております。なお、当該支給額は、未払役員退職金としてすでに計上済となっております。

(3) 社外役員の主な活動状況

取締役 久保井聡明氏

当期開催の取締役会18回の全てに出席し、弁護士として企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって議案審議に必要な発言を適宜適切に行っております。

取締役 AHMED SAJJAD氏

就任後開催の取締役会15回のうち12回に出席し、大学教員としての高い見識と幅広い経験に基づき、グローバルかつ客観的視点で、独立性をもって議案審議に必要な発言を適宜適切に行っております。

監査役 池田正實氏

当期開催の取締役会18回の全ておよび監査役会13回の全てに出席し、必要に応じ、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べる他、経営的視点から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

監査役 中山正隆氏

当期開催の取締役会18回の全ておよび監査役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言を行っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、2006年6月27日開催の第67回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

なお、当社と社外取締役および社外監査役においては、会社法第423条第1項の責任について同法第425条第1項に定める損害賠償額を限度とする責任限定契約を締結しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容、監査時間、配置人員、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等について、その相当性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務及び税務デューデリジェンス業務を委託し、その対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の基本方針および体制

<取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況>

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年4月30日開催の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議（四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会）へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質マネジメント委員会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

<内部統制システムの基本方針>

(1) コンプライアンスを基本とする企業風土の確立

取締役および従業員が、当社の企業理念・基本方針・基本戦略・行動指針を共有し、コンプライアンスに基づき、円滑なコミュニケーションを通じて、問題の早期発見・早期解決を指向する。

(2) 内部統制システムの体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
 - ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
 - ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。
 - ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
 - ・社長の直轄である法務監査部を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
 - ・監査結果については取締役会、および監査役会への適切な報告と連携強化を進めております。
- ② 業務の適正を確保するための体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
 - ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
 - ・権限規程、文書管理規程等各種規程は適宜見直しを進めております。
 - ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報システム利用規程」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

- b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
 - ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
 - ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
 - ・研究開発施設である中之島R&Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。
- c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
 - ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。
- d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
 - ・当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、①関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。
- ③ 監査役の職務の執行に関する体制
- ・監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、配置します。
 - ・監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査役の事前の意見を得ることとし、取締役から独立して業務を行うよう監査役が指示できる体制をとるものとします。

- ④ 当社グループの取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ・監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めることとし、役員、使用人は遅滞なく監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役、または監査役会に報告するものとします。
 - ・当社は、監査役へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。
- ⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・社長は、監査役会や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
 - ・監査役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
 - ・当社は、監査役がその職務について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
 - ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	14,078,797 ^{千円}	流動負債	5,163,785 ^{千円}
現金及び預金	9,626,335	支払手形及び買掛金	2,139,960
受取手形及び売掛金	3,230,238	未払法人税等	1,444,898
商品及び製品	881,798	賞与引当金	372,738
仕掛品	10,309	その他	1,206,188
原材料及び貯蔵品	16,237	固定負債	1,221,778
前渡金	12,956	繰延税金負債	9,130
その他	305,438	退職給付に係る負債	1,090,277
貸倒引当金	△4,517	長期預り保証金	82,700
固定資産	20,426,996	未払役員退職金	27,735
(有形固定資産)	(3,128,096)	その他	11,935
建物及び構築物	886,994	負債合計	6,385,564
機械装置及び運搬具	11,836	純資産の部	
工具・器具及び備品	80,904	株主資本	27,742,412 ^{千円}
土地	2,058,177	資本金	1,001,000
建設仮勘定	75,609	資本剰余金	4,689,635
その他	14,574	利益剰余金	22,672,160
(無形固定資産)	(5,505,550)	自己株式	△620,383
のれん	4,864,165	その他の包括利益累計額	347,855
商標権	100,017	その他有価証券評価差額金	372,533
ソフトウェア	85,980	繰延ヘッジ損益	196
その他	455,386	為替換算調整勘定	14,477
(投資その他の資産)	(11,793,349)	退職給付に係る調整累計額	△39,351
投資有価証券	9,690,231	非支配株主持分	29,961
長期貸付金	735,808	純資産合計	28,120,229
繰延税金資産	607,759	負債・純資産合計	34,505,793
その他	760,491		
貸倒引当金	△940		
資産合計	34,505,793		

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		25,943,003
売上原価		15,183,984
売上総利益		10,759,018
販売費及び一般管理費		5,736,223
営業利益		5,022,795
営業外収益		446,706
受取利息及び配当金	155,422	
持分法による投資利益	189,839	
その他	101,444	
営業外費用		110,922
売上債権売却損	27,264	
支払手数料	51,598	
その他	32,059	
経常利益		5,358,578
特別利益		1,064,203
投資有価証券売却益	1,064,203	
特別損失		785,900
減損損失	36,312	
投資有価証券評価損	749,588	
税金等調整前当期純利益		5,636,880
法人税、住民税及び事業税	2,065,480	
法人税等調整額	△334,392	1,731,087
当期純利益		3,905,792
非支配株主に帰属する当期純利益		29,961
親会社株主に帰属する当期純利益		3,875,831

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,001,000	4,251,338	19,812,580	△709,002	24,355,916
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,016,251		△1,016,251
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,875,831		3,875,831
自己株式の取得				△1,372	△1,372
自己株式の処分				89,992	89,992
自己株式処分差益		438,296			438,296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	438,296	2,859,579	88,619	3,386,495
当 期 末 残 高	1,001,000	4,689,635	22,672,160	△620,383	27,742,412

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	583,192	△ 338	15,552	△ 65,520	532,886	—	24,888,803
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,016,251
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,875,831
自己株式の取得							△1,372
自己株式の処分							89,992
自己株式処分差益							438,296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△210,659	534	△1,075	26,169	△185,031	29,961	△155,069
当 期 変 動 額 合 計	△210,659	534	△1,075	26,169	△185,031	29,961	3,231,426
当 期 末 残 高	372,533	196	14,477	△39,351	347,855	29,961	28,120,229

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,089,009 ^{千円}	流動負債	3,711,453 ^{千円}
現金及び預金	8,520,921	買掛金	1,299,473
受取手形	7,618	未払金	312,254
売掛金	2,669,099	未払費用	255,268
商前渡金	750,199	未払法人税等	1,308,728
未収入金	11,171	前受金	59,201
その他の他	23,221	預り金	122,381
貸倒引当金	110,777	賞与引当金	345,000
	△4,000	その他の他	9,145
固定資産	17,808,753	固定負債	1,072,881
(有形固定資産)	(3,008,616)	退職給付引当金	1,021,746
建物	794,692	長期預り保証金	23,400
機械装置	7,423	未払役員退職金	27,735
車両運搬具	3,390	負債合計	4,784,335
器具備品	69,468	純資産の部	
土地	2,058,031	株主資本	24,958,207 ^{千円}
建設仮勘定	75,609	資本金	1,001,000
(無形固定資産)	(208,446)	資本剰余金	4,689,635
商標権	100,017	資本準備金	4,184,339
ソフトウェア	81,928	その他資本剰余金	505,295
その他の他	26,500	利益剰余金	19,837,263
(投資その他の資産)	(14,591,690)	利益準備金	241,735
投資有価証券	3,755,836	その他利益剰余金	19,595,527
関係会社株式	8,648,019	圧縮記帳積立金	383,196
長期貸付金	659,808	別途積立金	14,804,000
関係会社長期貸付金	126,000	繰越利益剰余金	4,408,331
投資不動産	192,811	自己株式	△569,691
差入保証金	39,216	評価・換算差額等	155,220
繰延税金資産	678,219	その他有価証券評価差額金	155,023
その他の他	492,778	繰延ヘッジ損益	196
貸倒引当金	△1,000	純資産合計	25,113,427
資産合計	29,897,762	負債・純資産合計	29,897,762

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	22,083,183 <small>千円</small>
売 上 原 価	12,118,532 <small>千円</small>
売 上 総 利 益	9,964,650
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,759,902
営 業 利 益	5,204,748
営 業 外 収 益	304,174
受 取 利 息	12,743
受 取 賃 貸 料	54,888
そ の 他	236,541
営 業 外 費 用	79,945
支 払 手 数 料	51,598
賃 貸 収 入 原 価	19,014
そ の 他	9,331
経 常 利 益	5,428,977
特 別 利 益	947,413
投 資 有 価 証 券 売 却 益	947,413
特 別 損 失	763,705
減 損 損 失	36,312
関 係 会 社 株 式 評 価 損	49,999
投 資 有 価 証 券 評 価 損	677,392
税 引 前 当 期 純 利 益	5,612,685
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,950,000
法 人 税 等 調 整 額	△230,000
当 期 純 利 益	3,892,685

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
					圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,001,000	4,184,339	66,998	4,251,338	241,735	384,076	12,904,000	3,431,017	16,960,829
当 期 変 動 額									
剰余金の配当								△1,016,251	△1,016,251
圧縮記帳積立金の取崩						△ 879		879	—
別途積立金の積立							1,900,000	△1,900,000	—
当 期 純 利 益								3,892,685	3,892,685
自己株式の取得									
自己株式の処分									
自己株式処分差益			438,296	438,296					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	438,296	438,296	—	△ 879	1,900,000	977,313	2,876,433
当 期 末 残 高	1,001,000	4,184,339	505,295	4,689,635	241,735	383,196	14,804,000	4,408,331	19,837,263

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△ 659,325	21,553,842	363,396	△ 338	363,058	21,916,900
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△1,016,251				△1,016,251
圧縮記帳積立金の取崩						—
別途積立金の積立						—
当 期 純 利 益		3,892,685				3,892,685
自己株式の取得	△ 357	△ 357				△ 357
自己株式の処分	89,992	89,992				89,992
自己株式処分差益		438,296				438,296
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△ 208,372	534	△ 207,838	△ 207,838
当 期 変 動 額 合 計	89,634	3,404,365	△ 208,372	534	△ 207,838	3,196,527
当 期 末 残 高	△ 569,691	24,958,207	155,023	196	155,220	25,113,427

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小幡 琢哉 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 紀平 聡志 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 紀平 聡志 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及び経営推進委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備し、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンスコード）」（平成29年3月31日金融庁）を採用し、運営している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日
中央自動車工業株式会社 監査役会
常勤監査役 石塚 一 博[Ⓔ]
監査役 池田 正 實[Ⓔ]
監査役 中山 正 隆[Ⓔ]

(注) 監査役池田正實及び監査役中山正隆は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への配当政策を経営上の重要課題と位置づけており、今後の利益配分につきましても「安定かつ高配当」の継続を目指しております。

この方針に基づき、当期の業績等を勘案し、期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金28円

総額 515,055,016円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金 2,700,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金 2,700,000,000円

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	なか やま まさ たか 中山正隆 (1952年1月22日生)	1976年4月 弁護士登録 1976年4月 小倉武雄法律事務所入所 1978年6月 小倉法律事務所と改称 1990年7月 センチュリー法律事務所と改称 2000年5月 エル・アンド・ジェイ法律事務所と改称 エル・アンド・ジェイ法律事務所 所長 (現任) 2012年6月 当社監査役(現任)	—
2	※ ぐ そく しょう じ 具足彰治 (1956年11月4日生)	1979年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1997年10月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 杭瀬支店長 2006年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) リテール人事部長 2009年8月 東洋興業(株)(現東洋カーマックス(株)) 入社 2013年6月 東洋カーマックス(株) 常務取締役 2016年6月 東洋カーマックス(株) 専務取締役 2018年6月 (株)みどり会入社 取締役保険部門長	—
3	※ ほり うち たけ ふみ 堀内武文 (1955年11月3日生)	1978年4月 東京海上火災保険(株)(現東京海上日動火災保険(株)) 入社 2011年6月 東京海上日動火災保険(株) 執行役員 2012年6月 東京海上日動火災保険(株) 常務執行役員 2015年6月 (株)大手町ファーストスクエア 専務取締役 2016年6月 東京海上ビジネスサポート(株) 取締役社長 2017年6月 エムエスティ保険サービス(株) 社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 氏名欄中※印は新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 中山正隆、具足彰治、堀内武文の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 当社は具足彰治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 社外監査役候補者の選任理由
- ①中山正隆氏は弁護士としての専門知識と豊富な経験を有し、現在社外監査役として、弁護士としての専門的見地から意見を述べる他、取締役の職務執行に助言をいただいております。その経験と見識を引き続き、当社の監査体制に活かしていただくため、選任をお願いするものであります。同氏は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり社外監査役としての職務を適正に遂行できるものと判断しております。
- なお、同氏の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- ②具足彰治氏は長年にわたり金融機関に在籍し、豊富な経験と財務に関する高い見識を有しており、その経験と見識を当社の監査体制に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
- ③堀内武文氏は他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有し、経営全般の監視と有効な助言を行い、当社の監査体制に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
6. 社外監査役の実任者について
- 当社は中山正隆氏との間で定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低限度額であります。
- 同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- また、具足彰治および堀内武文の両名の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 当社取締役（社外役員を除く）に対する譲渡制限付株式の譲渡制限期間変更の件

当社は、2017年5月15日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまの一層の価値共有を進めることを目的とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2017年6月27日開催の第78回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財源とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額60百万円以内の金銭報酬債権を支給することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当を受けた日より3年間から8年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本議案において、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、譲渡制限期間を、「譲渡制限付株式割当契約による割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間」に変更いたしたく存じます。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時の取り扱いについても、必要な修正を加えております。

【本制度の概要】

(下線部は本議案をご承認頂いた場合の内容を記載しております)

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年81,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社の取締役会が定める地位を退任又は退職する日までの期間、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 退任時の取扱い

当社は、対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社の取締役会が定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

対象取締役が、(i)役務提供期間中、当社の取締役会が定める地位にあったことおよび(ii)任期満了、死亡またはその他当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役会が定める地位を退任したことを条件として、当該対象取締役に付与された本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、役務提供期間が満了する前に当社の取締役会が定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

株主総会会場ご案内略図

〒530-0005

大阪市北区中之島4丁目2番30号

中央自動車工業株式会社
本社5階ホール

電話

大阪 (06) 6443-5182 (代表)

最寄り駅

● JR環状線：

福島駅より南へ徒歩約15分

● JR東西線：

新福島駅2番出口より南へ
徒歩約13分

● 阪神電車：

福島駅3番出口より南へ
徒歩約13分

● 地下鉄四つ橋線：

肥後橋駅3番出口より西へ
徒歩約13分

● 京阪中之島線：

中之島駅4番エレベーター
出口より南へ徒歩約5分



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。